

文部科学大臣  
平野 博文 様

## 原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望

平成24年1月19日

### 福島県原子力損害対策協議会

会長 福島県知事 佐藤 雄平

副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会長 庄 條 徳一

副会長 福島県商工会連合会 会長 田 子 正太郎

副会長 福島県市長会 会長 福島市長 瀬 戸 孝 則

副会長 福島県町村会 会長 西郷村長 佐 藤 正 博

# 原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望

「福島県原子力損害対策協議会」は、これまで、原子力発電所事故による被害の実態を訴えながら、総決起大会の開催や国及び東京電力に対する要望・要求活動等を通し、福島県民が被った全ての損害の確実かつ迅速、十分な賠償等がなされるよう求めてきたところである。

こうした中、昨年12月6日、原子力損害賠償紛争審査会が「中間指針追補」を取りまとめ、「自主的避難等に係る損害」の範囲が示されたが、県南、会津、南会津の3地域が対象にならなかったことは、本県の被害の実態を全く反映しておらず、到底受け入れることはできない。

また、原子力損害賠償紛争審査会においては、今後、事故の収束状況や避難指示等区域の見直し等の状況変化を踏まえながら、避難費用や精神的損害、就労不能等に伴う損害の終期等を検討することとしているが、活力のある明るく元気な福島県を取り戻すためには、損害の範囲を幅広く捉えた十分な賠償が迅速になされることが極めて重要である。

国は、福島県民の一人一人が、将来への大きな不安を抱えたまま厳しい生活を余儀なくされ続けている現状をしっかりと受け止め、被害の実態に見合った十分な賠償が早急になされるよう、「指針」に明確に反映させることはもとより、国が主体となった救済を行い、原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、国としての責任を最後まで果たすべきである。

よって、原子力損害賠償の完全実施と下記についての早急な対応を強く要望する。

## 記

### 1 県内全域・全県民の「自主的避難等に係る損害」の「指針」への反映

- (1) 精神的苦痛や自主的避難に伴う費用、生活費の増加費用など、県民それぞれの被害の実態を踏まえ、「自主的避難等に係る損害」が県南、会津、南会津地域を含む県内全域・全県民を対象に確実に賠償されるよう、「指針」に明確に反映させること。
- (2) 被害の実態に見合った十分な賠償が確実に行われるよう、適切な賠償期間を確保すること。

## **2 「原子力被害応急対策基金」による被害者救済の早急な実施と十分な財源の確保**

- (1) 原子力発電所事故により深刻な影響・被害が生じているものの、現行の枠組みによる個別の賠償では解決されないものについては、「原子力被害応急対策基金」の活用によって、国が主体となった被害者救済を早急に行うこと。
- (2) 東京電力による損害賠償及び国が主体となって実施する救済に必要な十分な財源を確保すること。

## **3 全ての損害の「指針」への反映と十分な賠償期間の確保**

- (1) 地域の住民や市町村の意見等を十分に聴くとともに、避難指示等区域の見直しや除染の状況等を踏まえながら、原子力発電所事故がなければ生じることのなかった全ての損害について確実に賠償の対象となるよう、更なる類型化を進め、特に、次の事項については、「指針」に具体的かつ早急に反映させること。

### **ア 財物価値の喪失・減少に伴う損害**

避難指示等区域外を含めた損害の具体的な類型化を進め、更に詳細かつ明確に「指針」に反映させるとともに、国が全責任を持って主体的に、財物の賠償範囲、算定基準等の全体像や請求・支払いの時期等のロードマップを早急に示すこと。

### **イ 「緊急時避難準備区域」の精神的損害**

緊急時避難準備区域内滞在者についても避難者と同等の賠償が行われるようにするとともに、帰還の有無にかかわらず、生活不安が完全になくなるまで確実に賠償がなされるようにすること。

### **ウ 被害者自らが実施する除染、検査に要する費用**

県内全域における財物等の除染、検査に要する費用を全て賠償の対象にすること。

### **エ 風評被害対策に要する費用**

事業者や自治体を実施する風評被害を最小にとどめるための対策に要する費用を賠償の対象にすること。

### **オ 無形財産に関する損害**

いわゆる「のれん代」やブランドなど、知的財産権を含む無形財産に関する損害を賠償の対象にすること。

- (2) 原子力損害賠償紛争審査会において今後検討される、避難費用や精神的損害、営業損害、就労不能等に伴う損害等の賠償の終期については、被害者のそれぞれが生活や事業の再建を完全に果たすことができるまで、十分な期間を確保すること。